

令和3年度第3回

南国市農業委員会議事録

令和3年6月8日（火）

令和3年度3回農業委員会議事録

日 時 令和3年6月8日（火） 午後1時30分～午後3時20分

場 所 南国市役所 上下水道局 2階 会議室

議案（許認可）

- （1） 農地法第3条の規定による許可申請の件
- （2） 農地法第5条の規定による許可申請の件
- （3） 南国市農用地利用集積計画の件

議案外（報告）

- （1） 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- （2） 使用貸借の合意解約通知の件
- （3） 非農地証明願いの件
- （4） 買受適格証明後の農地法第3条の規定による許可について

出席者（農業委員 16名）

会長 武市 憲雄

第一副会長 高芝 澄生

第二副会長 中村 和雅

2 番 池 正人

3 番 田岡 崇

4 番 山本 桂

5 番 今井 まち

6 番 北村 一弘

10 番 武市 忠雄

11 番 末政 隆一

12 番 平田 修三

13 番 濱田 好典

14 番 鈴木 郁馬

15 番 濱田 章孝

17 番 松岡 清

18 番 森尾 晴代

19 番 植野 永子

欠席者（農業委員 3名）

7 番 西井 一成

16 番 垣内 育男

出席者（農地利用最適化推進委員 12名）

1 番 西本 良平

2 番 岩原 英幸

4 番 笥 和幸

5 番 金田 善充

7 番 利岡 邦彦

9 番 山本 修平

10 番 北原 章吾

11 番 山北 泰司

12 番 杉本 和繁

13 番 武内 俊暁

16 番 橋詰 昌明

15 番 岡田 廣志

欠席者（農地利用最適化推進委員 5名）

3 番 門田 俊一

6 番 門田 理博

8 番 西岡 祐三

14 番 浜田 勉

17 番 井上 丈夫

出席職員

事務局長 弘田 明平

次長兼係長 藤田 佳子

主 事 穂積 孝昌

議事録署名委員

11 番 末政 隆一

12 番 平田 修三

会長	第3回の定例総会を行いたいと思います。本日の欠席届が出ております。7番の西井さん、16番の垣内さん。推進員が3番の門田俊一さん、6番の門田理博さん、8番の西岡さん、14番の浜田勉さん、17番の井上さんから連絡を受けてあります。本日の署名人ですが、11番末政委員さんと、12番の平田委員さん。よろしくお願いいたします。 今月の現地確認ですが、19番の植野委員さんと、6番の北村委員さん。構いませんか？
北村委員	何日？
会長	22日。よろしくお願いいたします。それでは本日の議案ですが農地法第3条の規定による許可申請の件、農地法第5条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画の件です。なお、局長の方から冒頭でもありましたように、協議事項といたしまして、点検評価活動計画についてもありますのでよろしくお願いいたします。それでは議案に入ります。議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について、農地法第3条権利移動許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法施行規則第10条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和3年6月8日、南国市農業委員会会長武市憲雄、申請受理件数6件、申請受理面積、田3,931㎡、畑1,572㎡、計5,503㎡となっております。事務局説明をお願いします。
藤田次長	はい。議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。 受付番号17号です。譲受人は73歳。申請地は、岡豊町笠ノ川の田4筆で計1,368㎡、売買による所有権移転で自宅に近く耕作に便利のため取得するということです。譲受人の経営農地は、全て耕作されています。譲受人は、トラクターを所有しており、農作業歴は25年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は、申請地を足すと5,000㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。申請地は、以前から水稻が作られており、取得後も同様に水稻を作るとのことなので周辺の農地に影響を与えることはないということです。17号については以上です。

受付番号18号です。譲受人は59歳。申請地は、元町の田6筆で計1,142㎡、売買による所有権移転です。申請地の周辺一帯は、譲受人が役員をしている会社が宅地開発をする計画があり、本申請地も開発する計画でしたが、開発前の遺跡調査で重要な遺跡があることがわかり、開発することが難しい土地であったため、譲受人が農地を耕作する目的で取得するというものです。譲受人の経営農地は、全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを所有しており、農作業歴は26年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は栗の木を植栽し、また野菜などもつくるとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。18号については以上です。

次に、受付番号19号と20号は譲受人が同じためまとめて説明します。譲受人は84歳。申請地は、岡豊町八幡の畑で、19号は1,071㎡、20号は2筆で計501㎡。売買による所有権移転で、所有地の隣を取得するというものです。譲受人の経営農地は、山林化した土地を除き、すべて耕作または保全管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は20年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は、申請地を足すと5,000㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、大学や企業と連携してブドウの試験栽培を行い、ノウハウを蓄積してビジネス化を目指します。また、障害者を積極的に雇用して、障害者の自立を支援するということです。農薬の使用方法については、地域の防除基準に従うため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。19号と20号については以上です。

受付番号21号です。譲受人は70歳。申請地は、岡豊町小竈の田515㎡、売買による所有権移転で、自宅に近く耕作に便利のため取得するものです。譲受人の経営農地は、山林化した土地を除き全て耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は55年です。農作業には本人と妻と弟と弟の妻が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。申

	請地は畑として利用されており、取得後は野菜を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。21号については以上です。 受付番号22号です。こちらについては当日配付資料もご準備ください。譲受人は70歳。申請地は、亀岩の畑906㎡、売買による所有権移転で、自宅に近く、また自作地の隣で耕作に便利のため取得するものです。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は50年で、農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は果樹を植栽することなので周辺の農地に影響を与えることはないということです。最後に譲受人の経営農地について説明します。譲受人の経営農地には、転用の手続きがないまま宅地として利用されている農地があります。このような違反転用者に対する、農地法第3条許可の取り扱いについて、昨年この資料により協議を行いました。この時に法律を整理すると、転用許可をとった後でないと全部を効率的に利用して耕作する者と認められないという結論になりました。本案件は昨年6月に定例総会で審議をし、この時の結果、農振農用地区域の除外申請を提出し、受付が完了すれば、許可書を出すというふうになりました。その後、農林の方に除外申請の提出があり、現在は、その時の除外がまだ完了していない状況で、今回新たに申請がでてきていますので、以前の経過も含めて審議をお願いいたします。なお、譲受人からは資料の3ページにあるように始末書が提出されています。始末書は、農振の除外の完了後には5条申請をするとの内容ですが、譲渡人が91歳と高齢のため、早急に売買したいとのことで今回申請をしたとのことでした。 以上、18号から22号まで審議よろしくをお願いいたします。
会長	はい。事務局より説明がございました。これについて、ご質問、ご意見ございませんか。22号につきましては、現地確認で中村副会長と今井委員と田岡委員が現地確認に行ってくれております。5月21日です。この件につきましてもご意見ございませんか。
中村副会長	はい。
会長	はい。副会長。

中村副会長	21 日の現地確認で、まだ転用が完了していないということで、済み次第許可するということを、事務局で皆の話し合いの中で決めたけど。まだ転用の申請は途中なんで、完了ということが決まっていなくて完了してから申請出してと言ったんですが。
会長	その後どうです？
藤田次長	その旨代理人の方にお伝えしましたが、委員会の全員の意見として、審議していただきたいというふうなお話でした。今回の申請をした理由としては、先ほど申し上げた通り譲渡人の方がご高齢ということで、転用の申請は必ずしますが、ちょっとそれには時間かかるので、譲渡人の方がご高齢なので、売買の方を済ませたいということで、そのまま取り下げずに、審議にかけて欲しいということでした。
会長	どうでしょう。言い分もあるけど。
高芝副会長	申請されて受理されてからが基本的な筋よ。一概に今許可する必要性もない。書類が整ってから。相続してからまた売却したらいいんじゃない？法的にはどうかね？
田岡委員	筋としては本来そうなんですけど、もう一つの方法としては、一部不備があるので補正という形で標準処理期間はクリアできるので、置いておいて申請日時点の申請者で判断できるので、それやったら仮に亡くなってしまったとしても転用許可が出た時点で許可という方法もないことはないかなと、どちらか、いずれにしてもこのまますんなり許可というわけにはならないかな。
会長	はい。22 号については、書類が整うてその時点で許可と。転用許可が下りてよ、それで許可して本人に連絡するでよろしいですか？ (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第 3 条第 1 項の規定により、許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。次に議案第 2 号、農地法第 5 条権利移動許可申請審議について、農地法第 5 条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたの

穂積主事	で、農地法第 5 条第 3 項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和 3 年 6 月 8 日、南国市農業委員会会長、武市 憲雄、申請受理件数 2 件、申請受理面積、田 6,817.00 m²、畑 0 m²、他 201.62 m² 計 7,018.62 m²。事務局説明をお願いします。 はい。議案第 2 号を説明します。議案書 5 ページ、受付番号 7 号、別紙位置図は 1 ページです。なお、別紙位置図の受付番号が 6 番になっていますので訂正をお願いします。申請地は南国市大桶の畑 198 m²。所有権の移転により建売住宅への転用です。譲受人は建築業などを営む法人です。申請地の選定理由は、津波浸水地エリア外で、中心市街地に近いからです。農地区分は 10ha 以上の集団農地内にある第 1 種農地ですが、集落と接続する場所であるため、例外的に立地基準を満たします。土地利用計画図は当日配布資料 5 ページです。今回の転用で、造成、整地はありません。進入路は申請地東側の道路から、配置は図の通りです。排水については、汚水は浄化槽経由、雨水は集水枠で集め、西側の水路に放流する計画で、市の排水同意手続きを手続き中であることを都市整備課に確認しています。周辺営農への影響については、北側に道路を挟んで農地がありますが、4 メートル以上離れており、隣地同意は不要です。現地確認にて周辺農地への影響は無いものと判断しております。他法令については、開発許可見込みを確認しています。本件は以上です。 次に受付番号 8 号を説明します。議案書 5 ページ、受付番号 8 号、別紙位置図は 2 ページです。別紙位置図の受付番号が 6 番になっていますので訂正をお願いします。また、議案書の備考欄に建築面積確認中と記載していますが、3680.82 m²であることを確認しました。申請地は南国市下末松の田 1 6 筆、計 6820.62 m²です。売買による所有権移転で、事務所及び物流倉庫を建築する計画です。譲受人は食料品の販売、製造や倉庫業、運送業などを営む法人です。現在、南国市と高知市に物流倉庫を構え、ここで保管する商品の管理や店舗仕分け等を行い、各小売店へ納品しています。今回、これらの事業所を統合したものを申請地に建設することで流通業務の効率化を図りたいとのこと
------	---

会長	です。農地区分は 10ha 以上の集団農地内にある第 1 種農地ですが、国道沿いに設置する流通業務施設のため、則第 35 条第 1 項 4 号のイに該当し立地基準を満たします。土地利用計画については、当日配布資料 6 ページです。今回の転用では、約 50 c m 切土盛土を行い、造成整地、表層はアスファルト舗装をします。進入路は国道から 2 か所、その他配置は図の通りです。他法令について 3 点説明します。まず、1 点目。敷地内には農道・水路が存在し、用途廃止・払下の続き中です。2 点目、排水計画については、雨水は敷地内勾配そして敷地内水路を利用し、南側市道側溝に排水、汚水についても浄化槽を通して南側市道側溝に排水します。3 点目、都市計画法開発申請については見込み有で 6 月 22 日の開発審査会にあげる予定と担当課に確認しております。続いて周辺農地への影響については、隣接農地は全て同意を取得しているため問題ないものと考えます。なお、土地改良区からは転用が差し支えない旨の意見をいただいております。以上で説明を終わります。 事務局より説明がございました。これについてご質問、ご意見ございませんか。この位置は●●に抜ける道やないか？あけぼの街道？交差点から西側やね。ご意見ございませんか？地元の委員さんは？ (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第 5 条第 3 項の規定により意見書を付け、高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。次に議案第 3 号、南国市農用地利用集積計画について下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、この計画で差し支えないか協議を願います。令和 3 年 6 月 8 日、南国市農業委員会会長、武市憲雄、事務局より説明を頂く前に、受付番号 99 号、103 号、104 号が私の案件でございますので、副会長の高芝君に進行をお願いしますのでよろしく。
-----------	--

	(会長 退室)
高芝副会長	それでは受付番号 99 番と 103 番、104 番、事務局説明をお願いします。
藤田次長	議案第 3 号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についてご説明いたします。11 ページの 70 号です。借人は 57 歳。申請地は、久枝の田で、5 年の賃借権を設定して水稻を作るといふものです。賃料は、10 a あたり米 60 kg を物納するものです。従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしております。審議よろしくお願ひいたします。
高芝副会長	事務局より説明がございました。これについてご意見ご質問はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。
会長	(会長 入室) それともう一件ですが、鈴木郁馬さんの件がございますのでお願いします。85 号。 (鈴木委員 退室) はい、事務局。
藤田次長	9 ページの 85 号です。借人は 53 歳。申請地は、東崎の田で、15 年の賃借権を設定してシシトウを作るといふものです。賃料は、1 筆で 40,000 円を口座振込するといふものです。従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしております。審議よろしくお願ひいたします。
会長	事務局より説明がございました。これについてご意見ご質問はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。

藤田次長	(鈴木委員 入室) はい、それでは残りの議案の説明をお願いします。 8ページです。ここからは農地中間管理事業のため、当日配付資料もご覧ください。 83号です。資料は4ページです。申請地は田村の田で、5年の使用貸借権を設定するものです。 84号です。申請地は、田村の田で、5年の使用貸借権を設定するものです。以上が農地中間管理事業です。 次に9ページの86号から98号までは借人が同じため、まとめて説明します。借人は69歳。申請地は、前浜・浜改田・里改田の田で、10年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料については、86号から89号までは10aあたり米60kgを物納で支払い、90号と92号は10aあたり米60kg相当の金額を現金で、91号は10aあたり米60kg相当の金額を口座振替します。93号からは98号までは10aあたり米60kgを物納で支払うというものです。 12ページの100号です。借人は44歳。申請地は、稲生の田で、5年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、2筆で米1袋を物納するというものです。 101号です。借人は41歳で、新規就農者です。申請地は、比江の田で、5年5か月の賃借権を設定して、ブドウを作るというものです。借人は、県外で一年間ワイン造りの基礎を学び、昨层高知市でブドウ栽培を開始しています。耕作計画書によると、申請地には生食用のブドウが植えられていますが、少しずつワイン用ブドウに変えていき、将来的には高知市にワイナリーを整備し、ワインの製造、販売をするという計画です。賃料は、6筆で500,000円を口座振込で支払うというものです。 102号です。借人は24歳で、新規就農者です。申請地は西山の田で、2年の賃借権を設定して、シシトウを作るというものです。申請地には市が整備した新規就農者向けのサポートハウスがあり、そのハウスを利用して2年間シシトウの栽培を行います。サポートハウスを利用している間に、家族の所有する農地にハウスを建てる予定です。
-------------	---

	賃料は、2筆で60,000円を口座振込で支払うというものです。 105号です。借人は62歳。申請地は、福船の田で、5年の賃借権を更新して、ニラを作るというものです。賃料は、10aあたり米60kg相当の金額を現金にて支払うというものです。 106号です。借人は54歳。申請地は、岡豊町定林寺の田で、5年の賃借権を更新して、ニンジンを作るというものです。賃料は、2筆で10,000円を現金にて支払うというものです。 107号です。借人は44歳。申請地は、稻生の田で、5年の使用賃借権を設定し水稻を作るというものです。 108号です。借人は62歳。申請地は、八京と白木谷の田・畑で、20年の使用賃借権を設定し、四方竹・筍等を作るというものです。以上、83号から108号まで従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしくお願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。ご意見ご質問はございませんか。
鈴木委員	はい。
会長	はい。鈴木委員
鈴木委員	102号のサポートハウスの件ですけれども、この方は今現在研修されて、独立してサポートハウスを借りて、こういったことはすごくいいことだと思うので、この●●さん。で、お聞きしたいのは、サポートハウスで賃料っていうのは統一されているようなものなのか、市が整理してサポートハウスって形ですよ。この案件だったら例えば地主の方に直接お支払するということですけども、市へ払うというのはまた別なものですかね？地代の賃借料がいくら以下で、ハウスはまた別なんですかね？
藤田次長	はい、そうです。ハウスはまた別です。
鈴木委員	ハウスの借り受けはまた別で市の方に払って、地代の方が？
藤田次長	はい。土地代のみになります。

鈴木委員	そこはもう分けた形でのサポートハウス利用取り組みみたいなのが、例えばハウス付きでこの土地をいくらでっていうことではなくて、ハウスはハウス、こっちはこっちでっていう。
藤田次長	取り決めがあるかってことですか？
鈴木委員	はい。
藤田次長	確認させてください。
鈴木委員	まだ急ぎませんので。
会長	他にございませんか？
	(質問・意見なし)
	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。
	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
	はい。そのように取扱いをいたします。以上で議案は終了します。続きまして協議事項に移ります。
	その他事項 農業委員会事務の「点検評価」と「活動計画」について
	(午後3時20分閉会)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和4年1月7日

会 長

武市義樹

議事録署名委員

末政隆一

議事録署名委員

平田修三